

認可外保育施設に令和4年7～8月の間  
在籍し、現在は退園した児童の保護者様

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る認可外保育施設

### 保育料・給食費補助事業補助金について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、石垣市の要請に基づき、家庭内保育にご協力いただいた児童、又は認可外保育施設（企業主導型保育施設及び居宅訪問型保育事業を除く）が臨時休園した場合の保育料・給食費について、登園をしなかった日数に応じ、減免を行った認可外保育施設に対してその費用を補助する事業を9月議会にて補正予算が成立された場合に実施します。

原則、補助金の申請は施設が行いますが、減免を受けずに退園した児童の保護者で施設から減免を受けることが困難な場合は、保護者が市へ補助金申請を行うことができます。

つきましては、以下要件に該当し、補助金申請を行う場合は、期限内に書類の提出をお願いいたします。期限を過ぎますと、補助を受けられない場合があります。

## 1 補助金の算定対象児童

次の（１）～（３）のすべてを満たす方

- （１）対象期間中、市内認可外保育施設（企業主導型保育施設及び居宅訪問型保育事業を除く）に通う児童
- （２）対象期間中、認可外保育施設の休園又は自粛により児童が登園をしなかった日がある方
- （３）対象期間中、認可外保育施設に月額で保育料・給食費を支払っている方

## 2 対象期間

令和4年7月11日～令和4年8月31日の間に欠席した日数

※期間の変更等により対象期間に変更がある場合があります。

## 3 補助金額

次の①～③のうち最も少ない額

$$\text{① 月額保育料}_{(※1)} \text{ 又は 給食費} \left( \begin{array}{l} \text{月額保育料}_{(※1)} \times \frac{\text{(本来の開園日数 - 欠席日数)}}{25_{(※2)}} \\ \text{又は 給食費} \end{array} \right)_{(※3)} = \text{1ヵ月の補助額}$$

（※１）施設等利用給付費（幼児教育・保育無償化の受給分）、入園料、行事の参加に要する費用、送迎費等は除く。給食費は、材料のキャンセルができた等により減額した分の金額は除く。

（※２）日割り基準日数

（※３）カッコ内の計算結果について、10円未満は切り捨てとなります。

② 施設の規定等に基づき減免を行った額

③ 給食費について、4,500円

無償化対象児童の場合、施設等利用給付費を超えた金額が対象となります。

### ○補助金の計算例

例１）2歳児、月額保育料30,000円、給食費0円、施設等利用給付費0円（無償化の対象外児童）、本来の開園日数23日、欠席日数10日、施設の規定による減免無しの場合

保育料：30,000円－0円 － （30,000円－0円 × （23－10＝登園13日）/25日）

＝ 補助金額：14,400円

例2) 3歳児、月額保育料 40,000 円、給食費 5,000 円、施設等利用給付費 37,000 円、本来の開園日数 23 日、欠席日数 10 日、施設の規定による減免無しの場合

保育料： 40,000 円 - 37,000 円 -  $((40,000 \text{ 円} - 37,000 \text{ 円}) \times (23 - 10 = \text{登園 13 日}) / 25 \text{ 日})$

= **補助金額：1,440 円**

給食費： 5,000 円 -  $(5,000 \text{ 円} \times (23 - 10 = \text{登園 13 日}) / 25 \text{ 日})$

= **補助金額：2,400 円**

例3) 3歳児、月額保育料 40,000 円、給食費 5,000 円、施設等利用給付費 37,000 円、本来の開園日数 23 日、欠席日数 23 日 (1 日も登園しなかった)、施設の規定による減免無しの場合

保育料： 40,000 円 - 37,000 円 -  $((40,000 \text{ 円} - 37,000 \text{ 円}) \times (23 - 23 = \text{登園 0 日}) / 25 \text{ 日})$

= **補助金額：3,000 円**

給食費： 5,000 円 -  $(5,000 \text{ 円} \times (23 - 23 = \text{登園 0 日}) / 25 \text{ 日})$

= **補助金額：4,500 円 (限度額)**

## 4 提出書類・提出先・申請期限

### 【補助金の申請】

#### ◆申請書 (様式第 1 号)、補助金所要額見込調書 (様式第 2 号)

※補助金所要額見込調書には、施設から証明 (欠席日数や金額等の証明、押印) を受けること。

#### ◆保育料・給食費が分かる資料 (施設の規則・パンフ・利用契約 (写) 等)

石垣市子育て支援課まで郵送または持参にて提出してください。

郵送先：〒907-8501 石垣市真栄里 6 7 2 石垣市子育て支援課政策係あて

申請書等は、石垣市子育て支援課窓口又は市公式ホームページでダウンロードができます

**申請書類の提出期限：令和 4 年 9 月 30 日 (金)**

## 5 補助金申請後の主な流れと提出書類

【交付決定】補助金申請書類を審査後、10 月以降 2 週間前後で市から保護者へ「交付決定通知書」を送

↓ 付します

↓

【実績報告】◆実績報告書 (様式第 8 号)、補助金所要額精算調書 (様式第 9 号) を市へ提出

↓ ※補助金所要額精算調書には、施設から証明 (欠席日数や金額等の証明、押印) を受けること

↓

【補助金額の確定】実績報告書類を審査後、2 週間前後で市から「補助金交付額確定通知書」を送付します

↓

【補助金の請求】◆請求書 (様式第 12 号) を市へ提出

↓

【指定の口座へ振込】市へ請求書を提出してから、書類不備等がない場合は 4 週間前後で振込予定です

(問い合わせ先)

石垣市子ども未来局子育て支援課政策係 電話：0980-82-1704